

# 1-2-8. 復職支援プログラムの概要（事務職員等）（平成30年4月1日現在）

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
1 北海道	北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職者	受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査で、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	「職場復帰訓練」は治療行為の一環としての位置付けで、所属長は職員及びその家族と協議のうえ、主治医の指示に基づき、具体的内容について決定する。本人所属職場で実施し、本人を復職後の職場環境、人間関係等に徐々に慣れさせるとともに、職場の受入体制を整える。	原則4～12週	なし	医学に関する学識経験を有する者を委員として北海道教育委員会健康判定審査会を設けている。この審査会で健康状態を審査し、その結果を受けて北海道教育委員会健康判定審査会の可否を決定している。	復職に向けた健康審査において、職場復帰訓練は健康判定の重要な資料となるが、復職審査時には、訓練の実施状況を記載した「職場復帰訓練実施記録書」の提出を求めている。復職を判断するにあたっては、職場復帰訓練の出席状況及び各段階ごとに設定した目標の到達状況を所属長が評価を行い、8割程度の到達度を目安に審査委員が総合的に判断を行う。	所属長は、適宜本人との面談を行い、健康状況や勤務状況等について把握するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。	復職3か月後、本人の勤務状況、療養状況等について、所属長から報告書提出してもらうが、その後においても必要に応じて所属長は復職した職員と面談を行う。	原則、在籍校に戻し勤務する。その際は、校内人事で校務分掌等の一定の配慮を行う。
2 青森県	精神性疾患により休職している県立学校教職員及び、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者	なし	職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行われるように4段階とし、当該職員の状況に応じて定める。実施場所は、原則として当該職員の所属する職場	原則として、4週間から8週間	あり（公立学校共済組合負担）	精神科専門の医師3名	校務の運営に支障がない程度まで病気が治っているかどうかを確認する。	なし	なし	なし
3 岩手県	本庁、教育機関等及び県立学校に勤務する教職員で、職場復帰プログラムを希望する者 市町村立学校の教職員については、市町村教育委員会から依頼のあった者	なし	・開始時期 復職の可否を審査する特別健康審査会開催の1か月程度前から実施（職場復帰できる程度まで回復し、主治医の承認のもとに本人が実施を希望したときに、本人及び家族等と協議し各課等の長が決定） ・実施場所 実施しようとする職員が所属する職場 ・実施内容 職場に慣れることから始め、段階的に実際の職務に準ずる内容とする。 ・支援体制 各課等の長は、本人の了解のもとに、家族、主治医、産業界、主任安全衛生管理者などの関係職員、機関と必要な情報提供等を行い連携して支援	原則として、6か月未満の病休中の者は2週間とし、4週間 ただし、実施中の状況により実施期間の延長、短縮や実施内容の変更を行う又は中止することができる。	共済組合負担 ・障害保険 死亡：2,000万円 後遺障害：60 ・通院日額：7,500円 ・賠償責任保険 身体：10億円 対動：1,000万円	学識経験者	・症状が安定していて、再発を疑って復職した者 ・仕事に対する意欲が見られること ・職務を行うための持続力、集中力、体力があること ・必要な程度に、対人関係能力が改善されていること ・家庭や職場での生活リズムが確立していること ・再発防止のため、通院や服薬などが守れること	特別健康審査会の審査を経て復職した者 対象に、再発防止に向けて復職支援相談を実施している。 保健師が、復職者の所属する学校を訪問し、治療状況や健康状態、その他について健康相談を受けることと、所属長から復職後の観察状況を確認し、必要に応じて再発防止に向けた助言指導を行っている。	復職後3か月～半年を目途に復職支援相談を実施	個々の状況に応じて、配置先等について配慮を行っている。
4 宮城県	精神性疾患により休職している者のうち、プログラムの実施を希望する者	受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査で、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。	4段階で行っており、1段階の最初の1週間は半日の実施で職場に慣れることを目的とし、電話・来客対応、文書取扱い・整理などを行う。 2段階の2週目は児童生徒の在校時間帯で、1段階の内容に加え、給与・旅費等実務補助などを行う。 3段階の3週目はフルタイムで1段階の内容に加え、給与・旅費等実務などを行う。 4段階の4週目は、フルタイムで通常勤務に近い内容を行う。 ・場所 所属校で実施	4週間を基本としている。	訓練中のケガ等に対応するため、傷害保険に加入している。	・健康管理医（精神科医） ・健康管理医（健康審査担当）	医療行為又は勤務上の制限の必要性の有無及びその程度についての判定を行う。	なし	なし	なし
5 秋田県	なし	なし	なし	なし	なし	主治医 指定医師	心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないものかどうか	なし	なし	環境に配慮し、基本的には休職時の学校に復職させる。ただし、本人の状況に応じて、配置換を行う場合もある。
6 山形県	県立学校教職員及び、市町村立学校教職員、県教育委員会事務局職員及び、学校以外の教育機関職員で精神疾患により休職又は休職中の者	なし	・対象者が職場復帰訓練を申し出た場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施 ・職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に行う。	休職者が4週間程度、休職中の者は2週間程度を目安とするが、対象者の状況に応じて伸縮可能。	傷害保険に加入	山形県教職員健康審査会（精神科医を含む医師8名、事務局職員2名により構成）	主治医の診断書、所属校における経過観察、所属長の意見、本人の面接を踏まえて個別に判断する。	所属長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るため、対象者の職場復帰後サポート計画を作成し、対象者との面談や業務軽減等のサポートを行う。 対象者の職場復帰6か月後に健康管理報告書により、所属長が健康管理状況を報告。	6か月	職場環境の変化が本人の精神的な負担につながる可能性があるため、基本的には休職時の学校に復職させる。
7 福島県	精神疾患に罹患したことを原因として地公法第28条第2項第1号の規定に基づく休職を命ぜられた県教員に委任に係る教職員（市町村立学校に勤務する県費負担教職員を含む）のうち、連続して3か月を超えて休職することが見込まれ、かつ、以下に該当する者。 ① 症状が安定していること。 ② 本人が試行勤務の実施を希望していること。 ③ 試行勤務の実施が可能な状態であると主治医が判断していること。	義務ではないもの、円滑な職場復帰を目的とする趣旨を理解してもらい、原則として実施している。	【実施内容】 職場の雰囲気慣れることから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程度の業務量を行うことを目指す。 【実施場所】 原則として対象教職員が所属する職場。	休職期間中に実施し、2週間を標準とする。	なし	福島県教職員健康・精神障がい審査委員会委員（精神科医及び職員課長により構成）	複数の専門家からなる合議制の機関における判断を参考にして復職の可否を決定する。	なし	なし	特になし
8 茨城県	茨城県教職員健康安全管理規則に基づき、神経精神疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から要休業・医療の指示を受け、療養休暇を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者	なし	対象者が復職支援プログラム（職場復帰トレーニング）の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。	3か月以内	傷害保険に加入	精神科医を含む医師7名	診断書をもとに委員会が判断	なし	なし	本人による希望を含め、働きやすい環境をつくるために考慮している。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
9 栃木県	・精神神経系疾患により休職中の県立学校職員 ・精神神経系疾患により引き続き3か月以上傷病休暇で休んでいる県立学校職員 ただし、学校に勤務する職員で校長を除く教育給料表適用職員	訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けよう指導している。	第1段階：職場に慣れる(半日) 第2段階：来客や電話に対応できる(6時間程度) 第3段階：一日職場で過ごすことができる(おおむねフルタイム) 第4段階：おおむね疾患前の業務を遂行できる(フルタイム) 実施場所は、職員の所属校	原則4週間で実施。ただし、状況に応じて延長も可能	なし	なし	・医師の診断 ・本人の意思、意欲 ・所属長意見 ・事務局人事担当職員の面談	なし	なし	所属していた学校に配置する 所属長の判断により本人の状況を踏まえて勤務分掌を軽減している。
10 群馬県	県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患により病欠休職を命じられ又は病欠休職を取得しており、その期間が30日を超える教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者	あり	・第1段階 1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気慣れる) ・第2段階 1日6時間×2週間 ・第3段階 1日正規の勤務時間×5週間(目的:正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所:対象者の所属	原則8週間とし、16週間で限度とする。	賠償責任保険、普通傷害保険に加入	・精神科医師、公立学校長の代表、行政医師又は産業医師等	職場復帰訓練が計画どおり実施できる。	・教職員精神保健審査会への勤務状況等の報告を行う。	復職後3か月間	所属していた学校に配置する。勤務時間の軽減は行わないが、所属長は本人と面接し、業務内容・量についてゆとりを持って取り組めるよう配慮する。
11 埼玉県	県立学校教職員、県費負担市町村立学校教職員、県教育庁等職員で、精神疾患により休職している者	義務ではないものの、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全員実施している。	【内容】 ・職場に慣れることを目的として簡易な業務等を行う準備訓練を実施する。その後、職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 ・準備訓練(1週間程度) 開始2～3日目は原則として4時間程度とし、簡易な業務を行う。 原則として開始4日目は始業時から6時間程度、5日目は通常どおりとし、簡易な業務又は休職者の分掌のうち軽易な事務を行う。 ・職場リハビリテーション(4週間程度) 第1週は、準備訓練の内容を基本とし、必要に応じて他の業務を実施する。 第2週以降は、原則通常勤務と同様とし、必要に応じて適宜業務内容を変更する。 【実施場所】 休職者の所属所	5週間程度	あり(傷害保険に加入)	・主治医 ・教職員の休職、復職等の可否を審査する「埼玉県教職員健康審査会」の委員(医師)	職務を滞りなく行えるかどうか ・教職員健康審査会への状況報告 主治医の診断書及び所属長の観察報告書による「埼玉県教職員健康審査会」の委員(医師) ・主治医・家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。	・教職員の健康状態について、医学的判断に基づいた、個別に応じて必要な期間	原則、所属していた学校に配置する。所属長の判断により本人の状況を踏まえて勤務分掌等を軽減している。	
12 千葉県	学校職員	なし	原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、学校等において職場リハビリテーションを行う。	原則6か月以内	傷害保険加入	千葉県公立学校教職員健康審査委員会(精神科医)	明確な基準は設けていないが、「フルタイム勤務を1か月程度継続できること。また、職務を滞りなく遂行できること」を一応の目安としている。	・校内受入態勢の整備 ・復職後の様子を定期的に観察し、症状の再発や新たな問題の有無を確認する。	随時(特に期間はない)	なし
13 東京都	行政系都立学校教職員及び行政系区市町村県費負担職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを教育長が訓練を受けることが適当と判断した者	なし	【計画】 ①第1期(最初の1/3程度) 週に2～3回、2～4時間程度 ②第2期(中間の1/3程度) 週に3～4回、6～7時間程度 ③第3期(訓練終了前の2～3週間) 週に5日、7時間45分 【内容】 ①課内文書の配布、交換業務 ②書類のコピー作業 ③台帳などの整理 ④パソコン等による資料作成 ⑤統計整理、等 【実施場所】 対象者の所属学校	1か月～3か月	なし	休職期間が満了すれば復職する。復職期間の途中で休職する場合は主治医や指定医師の診断を踏まえ、東京都教育委員会が判断する。	勤務に耐えうるかどうかを主治医の診断書や校長の意見等から総合的に判断する。	なし	なし	復職時は所属していた学校に配置するが、人事異動時期において、本人の状況等を鑑み、人事配置している。
14 神奈川県	県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを行うことを申し出た者	なし	・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。	3か月以内	・希望者は、職場リハビリテーション実施中の事故及び自宅と職場リハビリテーション実施場所との往復中の事故を補償の対象とした傷害保険に加入することができる(平成26年5月12日から保険適用)	健康審査会委員4名(精神科医) 主治医 主治医以外の医師名	一般疾患については、主に傷病の回復状況 精神疾患については、回復状況のほか本人の意欲、業務適性等を総合的に勘案し判断	健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的に療養経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。	健康審査会において普通勤務、かつ、健康判断が下されるまでの期間	復職にあたり、健康審査会が勤務軽減等の措置を行っている。
15 新潟県	【対象職員】 県立学校教職員 【対象内容】 ・休職の発令を受けている教職員 ・3月以上にわたり病欠休職を取得し又は取得を予定している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 【受講条件】 ・病状が安定している。 ・職場復帰に意欲があり、試し出動の実施を希望している。 ・主治医が可能であると判断している。	なし	【試し出動の実施場所】 試し出動者の任務所属 【試し出動の実施用務例(事務職員の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気に慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3～4時間) ・第3段階…職場・仕事の内容に慣れる。(毎日・3～6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間～正規の勤務時間)	試し出動の実施期間は原則として4週間以内	試し出動者は傷害保険に加入	医師(2名)	医師の診断書	復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。	状況により個別に判断	状況により個別に判断
16 富山県	富山県公立学校教職員において病欠休職から復職する者	なし	職場復帰に向けた支援の流れとしては、①療養に専念する時期 ②職場復帰の準備を始める時期 ③試し出動を行う時期 ④職場復帰に向けた最終調整を行う時期 ⑤職場復帰後のフォローアップの時期としている。 【③試し出動を行う時期に行う支援計画の例】 (例1)3段階で ゆっくりと ・初期段階(数時間から半日程度の勤務) ・中期段階(半日～6時間程度の勤務) ・最終段階(正規の時間による勤務) (例2)4段階で きめ細かく ・第1段階(職場の雰囲気に慣れる) ・第2段階(職場に慣れる) ・第3段階(さまざまな職務を行う) ・第4段階(職場復帰の具体的な準備を行う)	本人の状況に合わせて実施	なし	主治医、他医師1名の計2名	・復職のための「試し出動」の状況 ・医師の診断(2名)	学校長や事務長の面談	状況により個別に判断	個々の状況に応じて必要な配慮を行っている。
17 石川県	事務職員等	あり	復職後、3月の勤務軽減プログラムを実施している。	3月間(延長可)	なし	人事課福利厚生室 所管の健康審査会の「精神部会」委員である医師	・本人の意思 ・医師の診断 ・所属意見 ・面接での診断	C(B)の判定を受けている者を審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う。	該当者の判定区分がDとなるまでの間	所属に原因がある場合等は配慮を行う。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受診を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人配置等の配慮
18 福井県	〇県立学校の事務職員については、知事部局の「職場復帰支援プログラム」を準用している。 対象者：精神疾患により病欠休暇中(90日を超えるものに限る。)または休職中の職員等で、病状が安定した職員	なし	・第1週：1日の従事時間2時間程度、出勤に慣れる、定型的な軽業務 ・第2週：1日の従事時間4時間程度、職場に慣れる、定型的な軽業務 ・第3週：1日の従事時間6時間程度、仕事に慣れる、補助的な業務 ・第4週：1日の従事時間7時間45分、通常勤務に慣れる、復帰した場合の業務	① 試し勤務の期間は1か月の範囲内で必要と認められる場合、ただし、試し勤務の実施状況から必要と認められる場合は、1か月の範囲内で延長することができる。	・共済組合は、対象職員を被保険者とする ①補償対象：就業中の事故、ケガのみ(通勤中を含む) ②保険金額：死亡・後遺障害保険金 500万円 ・入院保険金 日額 3,000円 ・通院保険金 日額 2,000円	・職場管理者、産業医、保健師、メンタルケア専門員を含めたメンタルケア会議で検討	・病状の回復状態と職務遂行能力の回復状態	所属長およびメンタルケア専門員によるフォローアップ	なし	・適応障害等による休職者が復職する際、異動により勤務環境を変えることが必要な場合も多い。このため、状況に応じて判断するようになっている。
19 山梨県	山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の者で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職命令がされていない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ復帰への意欲を持っている者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場復帰を実施可能と判断した者 三 所属長が受入れ可能と判断した者	なし	実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不適合等がある場合はこの限りではない。 内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、仕事、授業等に慣れ、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。	原則として2か月程度とする。ただし、疾病等の状況により変更は中止できるものとする。	対象教職員を被保険者とする傷害保険料に加入する。 保障内容：就業中、通勤途上の災害・ケガ死亡・後遺障害2,000万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円	主治医、県教委衛生管理医	①本人が職場復帰に対して十分な意欲を持っていること ②生活リズムが確立していること ③一人で安全に通勤できること ④病状が安定して再発の恐れがないこと、また、通院や服薬などが確実に行われること ⑤業務を行うための持続力・集中力・体力があること ⑥必要な程度に人間関係が改善されていること	・学校管理職、県教委人事担当者及び県教委保健師が連携を図り、電話等で本人の状況を把握 ※必要時、衛生管理医・本人・管理職・人事担当者で面談を行う	衛生管理医、本人、所属、人事担当者、健康管理担当者との面談により個別に判断し、支援	・職場復帰支援プランに基づき対象者を支援するとともに、所属長は、対象者の勤務状況及び健康状態等を観察し相談に応じる。 ・原則、所属していた学校への配置 ・就業上の配慮が必要な場合は、「職場復帰及び就業上の配慮に関する情報提供書」を衛生管理医が作成(就業短縮の場合の期間は3か月)
20 長野県	・県教育委員会事務局、教育機関、高等学校、特別支援学校の職員 ・小・中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員 上記のうち精神疾患により休職等している職員で希望する者	なし	①集団リハビリテーション 県庁内 ・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ②職場リハビリテーション 在籍する所属(校) ・授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間ごとの授業実施 ・授業の他に校務分掌等時間ごとの職務の実施	①8回 ②8週間	なし	教職員健康診査委員である精神科医師3名	①病状及び職務能力が職場復帰するに適切な状態に本当に回復しているか ②職場復帰に向けて意欲は十分か ③復帰後、身体的に他の教職員と遜色なく勤務できるか(身体が慣れたか) ④自分が精神神経系疾患に罹患したことを前向きに捉え今後の職務を活かしていけるか ⑤ストレスに対して対処できるか ⑥職場の受入れ体制が整備されているか	3か月に1回、所属長から状況報告を提出。健康審査会で審査を行う(小・中学校は除く。)	なし	所属長が主治医と連携し、本人の職務軽減を図っている。
21 岐阜県	精神疾患等(精神疾患又は一般疾病(機能障害が残るものに限る。))により休職している職員	なし(復職審査の資料としてプログラムの実施結果資料の提出が必要となる。)	・実施内容：第1～5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らししていくもの。 ・実施場所：対象職員が所属する職場	2か月以上(40日間以上)	あり(教職員互助組合事業により傷害保険料を助成)	【精神疾患の場合】岐阜県教職員保健審査会の第2部会(精神・神経系疾患担当)の委員の精神科医師3名 【一般疾病の場合】第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)委員である医師(専門医)2名	・保健審査会第2部会(精神・神経系疾患担当)での審査会は、審査委員(精神科)3名により対象者の事前診察を実施し、審査会で診察を行った委員の審議による。 ・第3部会(機能障害の残る一般疾病担当)は審査会での審議による。	①四半期ごとに所属長から経過報告書を提出 ②復職後、健康相談を実施 (①、②とも小・中学校を除く。)	職員の状態に応じて、必要な期間	なし
22 静岡県	県立学校教職員、市町立学校県費負担教職員(指定都市は除く。)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認であっても訓練を行うことができる。	90日以上の特休休暇者及び休職中の者	職場復帰訓練(訓練対象職員に在籍する学校)	・過去5年以内の精神的な疾患により特別休暇を取得した者は、4週間 ・特別休暇及び休職の期間を連続して181日未満の者は、2週間 ・特別休暇及び休職の期間を連続して181日以上の者は、4週間	対象教職員を被保険者とする傷害保険料に加入する。 死亡1,500万円、後遺障害1,500万円 入院日額5,000円、通院日額3,000円	健康審査会委員(精神科医)	・決まった勤務日・時間に就労が継続して可能であるか。 ・与えられた業務を遂行できるか。	・保健師の支援事業として、職務復帰後1月程度に、職務復帰後相談を実施している。	なし	特記事項なし
23 愛知県	精神疾患による休職中の方で、その病状が安定し、プログラムを希望する教職員(愛知県教育委員会が適当と認めた場合には、その他の疾患による休職中の職員も対象とすることができる。)	なし(プログラム実施の結果は復職審査をする上で参考資料とする。)	内容：対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談のうえ決定。初期段階から多大な負荷がかからないよう段階的な内容とする。 実施場所：原則、対象教職員が所属する公立学校	原則3か月以内であるが、県教育委員会が必要と認められた場合は、休職期間が終了する日までに実施を継続することができる。	あり(傷害保険)	県教育委員会が委嘱した医師2名	本人、家族、管理職職との面談で、疾病の回復への経過、復職支援プログラムの実施状況、復職への不安や意欲、復職後の治療予定、再発に対する予防策、家族としての支援、学校内の環境調整や復職後の支援体制等について確認した上で、学校現場において教職員として7時間45分勤務が可能な状態であるかの医学的判断	・復職審査の結果、事後措置の内容により、当該校長が作成する保護計画に基づき後援を実施する。 ・後援実施中に、必要に応じて、教育委員会保健スタッフが管理職及び本人と面談を実施する。	原則3カ月。ただし、必要に応じて3か月の範囲内で延長が可能。	原則、所属していた学校に配置する。
24 三重県	①休職者 ②3か月以上の休職者	①②共通 本人の希望及び県教育委員会教育長が必要と判断した場合	①②共通 第1段階：生活リズムを整える(週5日、2～3時間) 文書作成補助、図書管理や整理など 第2段階：職場の雰囲気慣れる時期(週5日、4時間) 補助的作業(文書作成)、指導案作成、授業参観など 第3段階：職務を視野に入れた時期(前期週5日、6時間) 授業参観、給食、担当教科の研修 第4段階：職務を視野に入れた時期(後期週5日、6～8時間) 授業参観、給食、教科研究、授業 ・実施場所：所属校 ①のみ 職場復帰訓練中及び復職後概ね1年間リワーク支援専門員(臨床心理士)を派遣	①原則、4週間程度 ②原則、2週間程度	①②共通：なし	専門医委員(精神科医)、専門医以外の委員(県立中学校長代表、中学校長代表、小学校長代表)	・審査会の答申決議は、原則として全員一致とする。 ・ただし、意見が分かれる時は、多数の意見をもって審査会の答申とする。	①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校長から受けるようになっている。 ②なし	①12か月 ②なし	・原則、所属していた学校へ配属される。 ・職場復帰後1か月間(状況により必要と認められる場合は、最大3か月まで延長可能)勤務軽減制度を利用することができる。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受診を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
25 滋賀県	県立学校、県教育委員会事務局および県教育機関に勤務する教職員（市町立学校に勤務する県費負担教職員については各市町教育委員会が所管しているため、実施内容等は把握していない。）	なし	①療養中のケア：主治医との協議 ②試し出勤の実施 ・所属長は対象教職員の療養期間、職種、担当業務および職場の状況等を総合的に勘案し、「試し出勤実施計画書」を作成し、実施する。 ・試し出勤実施後は主治医による職場復帰可否判断を行い、その後、産業医（精神科）の面談を行う。 ③復職支援調整会の開催 ④復職後の相談	①休職中 ②休職中（復職予定の1～2か月前） ③復職直前 ④復職後	②のみ公費により傷害保険に加入する。	医師2名	医師2名の診断	・勤務軽減措置 ・相談事業	・勤務軽減措置 ・休職期間満了日の翌日から起算して2週間を超えない範囲内、ただし、産業医が特に必要と認める場合は2週間を超えない範囲内で延長することができる。 ・相談事業 ・本人の希望に応じて必要と認める間	特記事項なし
26 京都府	「精神及び行動の障害」によって休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員で次のすべてに該当する場合であって、教育長が適当と認めた場合 ①規則的な日常生活を送ることができる程度に状況が安定していること。 ②対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること。 ③主治医が職場でのならし勤務の実施が可能な状態であると判断していること。	なし	開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくときに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。	3か月の範囲内 ただし、必要と認める場合は期間を延長	ならし勤務中の災害等を保証する保険制度に、府の負担で加入することができる。	・医師2名（うち、1名は国立病院等に勤務する者） ・京都府公立学校教職員疾病専門委員会（医師・行政職員で構成）	・就労意欲があること ・所定の勤務時間における勤務が可能な状態であり、毎日、確実に出勤できること	校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の支援計画書を作成し、教育長に報告する。また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けることができる。	なし	学校に復職した教職員に対し、復職した日から次の長期休業日の前日までの非常勤講師等を措置する（4か月限度。長期休業日は措置しない。）。
27 大阪府	精神疾患により休職している府立学校に勤務する事務職員	なし	大阪府立職場復帰支援プログラムに基づき、各校において、主治医、産業医と連携を図りながら病気休業から職場復帰後までのフォローアップを実施	各校が決定	なし	医師2名	医師2名の診断	精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。	1か月	所属していた学校に配置する。
28 兵庫県	県立学校教職員及び県費負担教職員で病気休業・休職者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム。 対象者の所属する職場において、段階的に行う。 ・同等者とコミュニケーションをとる ・補助的作業 ・通常職務の準備	職場復帰約2ヶ月前から原則として4週間	なし（任意で（財）学校厚生会「職場復帰補助」事業に加入）	精神科医3名	・医師2名（うち1名は国立または公立の病院または、これと同等と認める医療機関に勤務する医師）の診断書と校長の副申書により、病気休業取前得前の状況まで快復しているかをケースごとに確認し、復職を判断する。	健康管理審査会で審査	復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後	なし
29 奈良県	精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者	なし	・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自らの願い出によりその所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をさせる。	3か月	なし	奈良県教員メンタルヘルスに関する審査会 ・精神疾患に関する専門的知識を有する者 ・その他教育長が適当と認める者	医師の診断書、なお復帰訓練を実施した場合は、観察記録等も参考に参照する。	なし	なし	なし
30 和歌山県	和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者	あり	勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決めている。	原則として、4週間	あり（互助会負担）	医師4名（精神科医2名、保健所長1名、内科医1名）	復職審査（審査会1）→主治医の意見（通院状況、現症、診断、処方内容） 本人及び管理職との面談（コミュニケーション力、社会性等）、1か月の確認作業の実施 復職審査（審査会2）→面接復職審査（審査会3）→学校長の報告書（校長の観察記録、本人の行動日誌） 審査会1、2、3をふまえた総合判断	校長が勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査	3か月	なし
31 鳥取県	県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち精神性疾患による休職者	あり	所属長が開催する復職支援検討会（主治医、本人、所属長、教育委員会担当者が参加）により個別に訓練計画を作成 訓練は徐々に内容（量・質とも）を増やし無理のないよう進める。 本人の職場で実施	原則4週間	あり（公費）	医師	以下の報告を基に、健康管理区分を決定 ・診断書 ・健康管理区分変更申請書 ・本人面接審査 ・職場復帰訓練終了報告書等	校長が勤務校における勤務状況全般について観察するとともに健康管理審査会において経過審査を行う。	特に期間を設けず、経過審査により個別に決定している。	現任校での復職を原則とする。
32 島根県	島根県教育委員会が任命する教育職員及び県教育委員会事務局職員等であって心の問題により休職等の者	なし	・実施場所：原則として対象者の所属校 ・実施内容：職場復帰後の職務内容に準拠して、段階的に訓練を行う。 <支援プログラムの手順とポイント> I 支援プログラムの計画立案： ・本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること。 ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II 支援プログラムの開始： ①職場の状況を把握する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ等 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。	実施期間：原則3か月以内とする。 ただし、病状により計画の変更（短縮・延長、中止）を行うことができる。	あり（互助会負担、互助会員以外：公費）	精神科を専門とする医師	事務処理を滞りなく行えるかどうか	所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発予防を行う。 専門カウンセラー（精神科医師）、保健師による随時相談（電話・メール・面接等）、臨床心理士による相談等によるフォローを行っている。	なし	主治医等の意見を踏まえ、所属長が本人と確認しながら負担軽減を図る。
33 岡山県	岡山県教職員健康診断審査委員会において、精神疾患等により休職していると判定された者	原則として、対象者全員実施	・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面談を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。	原則4週間（実施期間の上限は3か月）	あり ・普通傷害保険 補償内容：死亡・後遺障害2,000万円 ・賠償責任保険 補償内容：対人1名1億円、1事故6億円 対物1事故100万円、免責なし	岡山県教職員健康診断審査委員会 ・保健所長 ・精神保健福祉センター所長 ・医師	岡山県教職員健康診断審査委員会が指導区分が「要休業」（勤務を休む必要があるもの）以外と判定されるもの（本人面接、委員による事前診察、復職診断書等により判定）	復職後、所属長が対象者及び関係者と面接を実施し、復職後状況報告書を作成する。メンタルヘルス部会はその報告書により状況を把握し、指導助言を行う。 復職後3か月以内に保健師を派遣し、復職後の面談を行う。	原則として、復職日から換算して6か月経過後まで	人事配置の配慮はないが、健康診断審査委員会の助言を受け、復帰後、しばらくの間、業務負担軽減等について、学校長へ依頼している。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受診を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
34 広島県	精神疾患による病欠休職者	あり	①休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 ②復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。	①については休職期間中 ②については1か月程度	1(3)②の者に対し自宅出発から勤務中及び帰宅まで補償 ・普通傷害保険(死亡・後遺障害:2千円/日、入院:1万円/日、通院:5千円/日) ・賠償責任保険(対人:1名1億円、事故6億円(限度額)、対物:1事故750万円(限度額))	一般審査会の委員は、内科、外科、整形外科等の専門医師5名を委嘱する 精神審査会の委員は、精神科の専門医師6名を委嘱する。	主治医の診断書、所属校での試験的勤務の状況、本人及び家族等との面接を参考に個別に判断する。	校務分掌の軽減や相談体制の整備等を図るとともに、面談等により復職後の1か月の状況を把握する。	1か月	本人の健康状態に応じて、個別に検討する。
35 山口県	県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じられた者又は病欠休職の承認を受けた者	なし	職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の「1か月程度」をかけて復職準備を行う。 ・実施場所は該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを旨とする。	1か月程度	復職プログラム実施中は保険措置あり	医師2名(1名は国立若しくは公立機関の医師)	一日の通常業務を滞りなく行えるかどうか	所属長が面談等により状況を把握するとともに、勤務状況を県教育委員会に報告する。	復職から3か月及び6か月経過後	なし
36 徳島県	精神性疾患により病欠休職中(連続30日以上に限る)又は病欠休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員	なし(希望制)	所属校(勤務場所)において、当該休職者の病状の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況等を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して定める。	1か月、なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。	傷害保険に加入	教育委員会関係課長3名に加え、医師5名(精神科、心療内科、産業医)、臨床心理士1名で復職審査会を構成する。	事務職員の職務復帰プログラムについては教育職員同様希望制であり、1か月のプログラムを実施できれば復職となり、特に詳細な基準はなし(教育政策課主管)。	事務職員等については、職務復帰プログラムの実施後復職審査会を必要とせず、復帰する。また、復帰後の経過観察や復帰支援事業(臨床心理士の面接相談・助言)は行わない。	休職からの復職については、1、3、6か月後 休職からの復帰については、3か月後	なし
37 香川県	(平成27年1月1日より、教育職員と同様に実施) 県教育委員会の任命に係る事務職員(再任用職員、臨時任用職員、非常勤職員を除く。)のうち、地方公務員法第28条第2項第1号に該当し休職している職員	義務ではないが円滑な職場復帰及び復職に向けた健康審査における重要な資料となるため、原則として実施している。	・休職者が復職前にその職務についてウォーミングアップする。 ・原則として、4週間とし、休職者が所属する学校において行う。	原則として、4週間	県教育委員会が「普通傷害保険」及び「施設賠償責任保険」に加入している。	教育委員会の諮問に応じ、「香川県教職員健康審査会」において、教職員の精神疾患に係る健康状況について審査し、答申する。 この審査会は、精神科医師である委員4名で構成される。	職場復帰プログラム中の勤務状況に関する校長の意見や主治医等の医師の診断結果を踏まえ、業務遂行の可否を総合的に判断する。	復職後3か月ごとに、本人からの「健康状況報告書」に所属長の意見を添えて提出を求めている。	復職後、約9か月後まで	本人にとって勤務校を変えたほうがよい場合には、人事配置を配慮している。
38 愛媛県	精神疾患により休職している公立学校教職員	なし	①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職後までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ行動」を所属校で1か月実施 ④復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)を1か月設置 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師	必要な期間(リハビリ行動は原則1か月(4週間))	主治医 産業医 精神科産業医 精神科嘱託医 嘱託臨床心理士	回復の程度 主治医の意見 本人の意思	復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。 サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。	必要な期間	所属していた学校に配置する。 なお、精神疾患により休職した教職員の職場復帰を支援する者(復職サポート職員)を県立学校に配置、又は市町(組合)立学校に派遣することとしている。	
39 高知県	精神疾患を原因とする休職又は病欠休職(引き続き120日を超える病欠休職)を目的とした支援を行うものではない。から復帰しようとする教職員	なし (ただし、円滑な職場復帰を目的として支援を行うものであり、対象者は全員実施している。)	①流れ 本人からの願出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出のあった者で実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会は本人との面談を行い、復帰にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復帰可否について県教育長に意見具申する。 ②内容 第1ステップ[学校内の雰囲気慣れる(半日程度)の時間帯] 第2ステップ[学校生活に適應する(児童生徒の在籍している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在籍している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)]	原則4週間(ただし、心の健康対策委員会が必要と認められた場合は変更できる。)	あり 通勤を含む実施期間中、傷害保険に加入することし県教育委員会が負担する。	「高知県公立学校教職員心の健康対策委員会」の委員 ○公立学校教職員の疾患(主として精神疾患)に関することについて審査を依頼し、意見を求めるために設置。 ○委員は、医師・学識経験者とする者及び高知県公立学校教職員の中から教育長が委嘱。	高知県公立学校教職員心の健康対策委員会からの意見。 ○職場復帰サポートシステム実施時に上記委員会委員(医師を含む3名)により面談(面談を含む3名)により面談可否に関する意見を具申する。	校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。また、県教育長が必要と認める場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。	随時	特になし
40 福岡県	精神神経系疾患による休職者	あり	・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属にて行う。 ・実施時期を4ヶ月程度に区分し段階的に訓練を行う。	4週間程度(必要と認めるときは4週間以上8週間以内の期間で実施することができ)	あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。	福岡県教職員身体検査審査委員会(福岡県教職員身体検査審査委員会は、福岡県教職員身体検査審査会規則により、「学識経験者」、「学校医」、「その他教育委員会において必要と認められた者」から任命又は委嘱することになっている。精神神経系疾患に関する事項については、現在は精神科医4名で構成している。)	職員の状況に合わせて、個別に具体的に判断を行うため、復職を判断する基準を設けていない。	なし	なし	なし
41 佐賀県	精神神経科疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者	あり、訓練の状況は審査委員会の復職判定の参考資料となる。	「佐賀県教育関係職員の休職及び復職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復帰訓練を実施 ・本人の希望に基づき、審査委員会が審査者を行い、その結果「訓練すると支援がない」と認められた後に実施 ・所属長は段階的な復帰訓練計画を本人と協議し作成 訓練の実施にあたっては主治医と連絡を取り、計画の調整が必要な場合は指導を得る。 ＜プログラム例＞ 第一段階 職場に慣れる時期 3～4時間 第二段階 徐々に時間を増やす 4時間～フルタイム 第三段階 復帰後の業務を想定した内容 フルタイム	2か月程度	職場復帰支援に係る「復帰訓練」中の傷害に対する賠償が、この保険の掛け金は、佐賀県教育委員会が負担している。	主治医 嘱託精神科医(審査委員)	・意欲が十分あるかどうか ・通勤時間帯に安全に通勤できるかどうか ・フルタイムの勤務ができる体力があるかどうか ・業務に必要な作業ができるかどうか ・疲労が翌日までに回復するかどうか	復帰後、2週間の就労状況を報告書の提出をさせている。その後も1か月ごとに病状や就労状況を把握している。	復職後の経過観察は、3か月ごとに1年以上経過観察し、規定した期間の医療行為を受ける必要があると規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間はB1管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除している。	・所属していた学校に配置する ・復職後は管理区分をB1「勤務の制限を加える必要があり、定期的な医師の医療行為を受ける必要がある」と規定し、所属長に連絡している。通常、復職後1年間はB1管理とし、その後は病状に応じて勤務軽減を段階的に解除している。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について		3 復職後の経過観察について			
	(1)対象者	(2)復職にあたって受診を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
42 長崎県	復職審査会に諮る精神性疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者	なし	在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分に行之、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例:事務職員) 1 第一段階(文書整理・出勤簿整理等)2~4時間 2 第二段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務等)4~6時間 3 第三段階(文書整理・出勤簿整理・福利厚生事務等)6~8時間 4 第四段階(通常の業務に合わせた補助等)通常の勤務時間	6週間から2か月程度	なし	医師	○疾病改善度、再発の可能性、服薬、通院等の必要性等の状況を検討した上で、就職移行が可能であること。 ○復職訓練等をもとに、訓練内容に耐えうることであり、職場復帰に向けての意欲が見られること。 ○復職後、家族の支援等が得られる状況にあること。 ○生徒指導上の対応、教科等の授業の指導ができること。 ○教職員、保護者等との人間関係を確立できること。	学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問が職務遂行が可能な状態を以て経過観察を続けている。	なし	復職者の在籍する学校に対する人的配慮等は特段行っていないが、本人の異動に対しては、以下のような配慮を行っている。 ○転勤の負担のないよう、異動後すぐの異動は極力避ける。 ○その後、異動する際は、主治医等の意見を参考に、可能な範囲で、学校規模、通勤距離等、異動先を配慮する。
43 熊本県	熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	原則4週間	なし	・学資医経験者 ・関係行政機関職員	医学的にみて、職務に対する健康上の適否  ・主治医の診断書 ・所属長の所見 ・訓練の報告書 ・面談	なし	なし	精神性疾患により休職した職員の円滑な職場復帰を図るため、勤務の軽減を図ることを目的とした復職支援休暇を設けている。
44 大分県	精神疾患により休職を命じられた教職員	あり	精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審議し復職に向けての支援をしている。 ①復職希望の書類審査(健康診断審議会) ②面接(健康診断審議会) ③復職訓練1月目・・・短時間の勤務から始める(各学校において計画している)。 ④復職訓練2月目・・・通常勤務 ⑤復職訓練3月目・・・分業業務担当 復職最終審議(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きつと勤務できない時には再度休職に戻し療養させる場合もある。	支援期間は、3か月の復職訓練を含み5か月にわたる。	なし	健康診断審議会を構成する精神科医名	・復職準備期間中の面接時からの快復度合い ・教員としての職務に耐えうる状態まで快復しているか	・こころのコンシェルジュ(本年度11名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利課保健師による健康診断時の個人面談 以上のように対応によりケアしている。	特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職へ様子を開くようにはしている。	なし
45 宮崎県	宮崎県教育委員会の任命に係る教職員	あり(精神性疾患により休職中の者)	原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階 学校の雰囲気慣れる。 ・第2段階 仕事の内容に慣れる。 ・第3段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。 実施場所は休職者の所属校	原則4週間	あり ・普通傷害保険 対象者が職場復帰トレーニング実施中及びその通勤途上に事故にあった場合の補償 ・賠償責任保険 対象者が、職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財産に損害を与えた場合の補償	医師を委員とした 疾病審査会	・主治医の診断 ・復職支援プログラムの実施状況 ・精神疾患となった要因の欠如	・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自信をもって勤務しているか。 ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と違和感なく協力して仕事ができるか。 ・児童生徒と同僚と自然に接することができるか。 等の内容で経過観察を依頼	状況に応じて所属校で判断	所属していた学校に配置する。主治医等と連携しつつ、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を段階的に解除する。
46 鹿児島県	鹿児島県教育委員会の任命に係る学校職員及び教育委員会事務局職員等であって、精神障害の患で休職中の職員(希望者のみ)	なし	希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に試行的に勤務する。	原則として、4週間	・実施期間中は、休職中に通常支給される給与以外に支給されない。 ・実施期間中の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。	鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会を設置し、諮問委員として医師を任命している。	主な基準として、 1 現在の職場へ戻す前提で判断が可能かどうか。 2 主治医の診断が復職可能と判断されているか。 以上のようなことを総合的に判断している。	なし	なし	特別な配慮は行っていない。
47 沖縄県	精神性疾患により休職した教職員	なし	職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。	復帰訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間	公費で傷害保険に加入	医師	医師2人(うち一人は公立病院の医師)の診断書及び産業医の意見書	なし	なし	職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)期間中で特に必要と認める教職員に対して、補充職員を配置している。
48 札幌市	札幌市教育委員会が所管する市立学校に勤務する校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び学校事務職員のうち、次の各号の一に該当する者。 (1)負傷又は疾病により長期休職中又は休職中の職員のうち、主治医又は指定医師がその必要性を認めた者。 (2)札幌市立学校職員健康審査会の審査により職場リハビリを実施することが適当と判断	なし	休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出勤できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、負荷を増し、最終的には、フルタイムでの通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気に慣れる時期で、1週間行う(1日2~3時間で、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理)。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間で、業務内容は、補助的作業、会議参加)。 第3段階:職務の実際を視野に入れる時期で、2週間程度行う(1日5~8時間)。 第4段階:復帰のための具体的準備期間で、3週間程度行う(1日8時間)。	復帰前4~12週間程度(通常は、8~12週間程度行う場合が多い)。	なし	札幌市立学校職員健康審査会委員(医師5名、うち1名は非常勤医師3名の輪番制)。	・主治医の診断 ・指定医師による面談 ・職場リハビリの実施状況 これらを踏まえて、審査会により復職の可否を判断している。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、産業医、保健師またはセラピストが面談等を実施。	職員の状況に応じて、必要な措置状況に応じた措置を実施。	健康審査会において決定した措置状況に応じて、負担軽減を実施。
49 仙台市	【対象職員】 仙台市立学校職員 仙台市教育委員会事務局職員 【対象内容】 病状休職者、及び1月以上の病状休職中の者	なし(状況により個別に判断)	①慣らし勤務 産業医、本人、所属長、人事担当課が相談の上、3~6週間程度の期間、現任校において4時間、6時間、フルタイムと段階的に勤務時間を延長し、本来業務への円滑な復職を目指すプログラム。 ②リワーク研修 産業医、本人等が相談の上、6~8週間程度の期間、リワーク室においてグループワークやロールプレイを実施。	①慣らし勤務3~6週間程度 ②リワーク研修6~8週間程度	傷害保険に、自己負担で加入することを動機している。	主治医 産業医	医師2人(主治医・産業医)の診断や慣らし勤務の状況等を踏まえ、総合的に判断する。	復職後、定期的に産業医等の面談を実施する。	原則、復職後3ヶ月間	現任校への配置を原則とする。 主治医・産業医の所見等を踏まえ、必要に応じて業務内容の見直しを行っている。
50 さいたま市	精神疾患による休職者	あり	復職前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、校務事務などの内容を勤務校において行う。	4週間	なし	さいたま市教職員健康審査会委員(医師10名)	さいたま市教職員健康審査会の答申による	3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書	個別に審査会答申による期間	特になし

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
51 千葉市	休職・病欠休職中で主治医よりリハビリ出動可の診断を受けた職員	あり (休職者のみ、ただし、産業医の意見によっては不要と判断することもある。)	【リハビリ出動】 主治医から「リハビリ出動可」と診断された後に、リハビリ前相談及び復職調整会議(出席者：職員、上司、人事担当、産業医、産業保健スタッフ)を行い、各関係者が情報共有しながら、産業医主導の元、当該職員に合わせた支援を行っている。 第1段階：職場環境に慣れる(週5日、2時間程度) 第2段階：仕事の内容になれる。 軽度な業務補助(週5日、4時間程度) 第3段階：復帰後の勤務を想定した業務補助(週5日、フルタイム) ※基本は第3段階の形で実施していくが、必要に応じて慣らし方を緩やかにした方がよい場合や長期間の場合は第4段階に分けて実施することもある。	【休職者】 2～3ヶ月程度(ただし、必要に応じて実施期間が3ヶ月以上となることもある。延長もあり) 【病欠休職取得者】 1～2ヶ月程度(病欠休職取得可能な期間に合わせて実施)	なし	【休職者】 産業医(産業医、精神科医)の健康審査を受け入れる体制として、教育委員会関係者以外では、市職員の医師(様々な診療科の医師が参加)、川崎市関係部署職員が委員に入っている。	【休職者】 主治医からの診断書、ハビ出動の実施結果、産業医との復職前相談などの状況を健康審査会が総合的に審査・判断を行う。	産業医による復職後面接を実施。 (概ね、復職1ヶ月後に実施。ただし、産業医の判断により、未実施となることがあり、2回目以降の復職後面接を実施することもある)	産業医が、復職前相談時に判断。 産業医が、復職後の経過観察を実施する。	主治医の意見や産業医との面談の中で産業医、当該職員、人事担当と話し合い方向性を決め、所属長が校務分掌等の配慮を行い、勤務負担の軽減を図る。
52 川崎市	精神疾患により職務を離れている長期療養中で、主治医、産業医等が行うことが適当と判断した者	受講を義務づけてはいないが、復職審査の際に実施状況が分かる資料を提出することで、復職の判断材料としている。	職場復帰のための教職員リハビリテーションプランを作成、リハビリの時間、内容等については、本人、所属長及び主治医又は産業医等との間で、協議して決定する。リハビリを実施する場所は、原則として所属する職場とする。ただし、これにより難い場合は、本人、所属長及び主治医又は産業医の間で、協議して決定する。	再発防止や円滑な職場復帰の観点から、試行的に、おおむね復職の1か月前からフルタイムでのリハビリを実施することとし、その期間を含めて2か月半から3か月程度実施している。ただし、療養期間や状況等により、短い期間となる場合もある。	受講者に対する公費による保険措置はないものの、実施中の怪我等への補償はないことを説明し、自己判断での保険加入を勧めている。	川崎市教職員健康管理審査委員会委員として、教育委員会関係者以外では、市職員の医師(様々な診療科の医師が参加)、川崎市関係部署職員が委員に入っている。	主治医の診断、学校の意見(復職者を受け入れる体制等)、リハビリの状況、産業医や産業保健スタッフの意見等を参考に、医師の委員を中心に、業務や対人(子ども、保護者、同僚等)関係等でも、復職に問題がないかを判断する。	面談等により、復職後の状態について把握し、ケアを行う。	職場復帰後のフォローアップとして、1か月、3か月、6か月、面談を実施する。状況により、フォローアップ面談を随時実施する。	所属校に復帰することを原則とする。 復帰時に職務軽減等の配慮が必要となる場合には、産業医や学校管理課等で調整を行うが、人的措置は行わず、職場での対応を基本とする。
53 横浜市	精神疾患で休職している教職員	職場復帰訓練の要綱を改正し、平成25年10月から職場復帰支援訓練の実施を義務化している。	原則として所属校で実施。出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまでを段階的に行う。プログラムの作成から教職員健康相談室のソーシャルワーカーや精神科専門医が相談・助言を行い、学校事情や休職者の状況に合わせて順々に作成している。	原則として、4週間から8週間	なし	主治医及び横浜市教職員健康管理審査委員会5名	主治医の診断書等の審査資料をもとに、医師が委員となっている横浜市教職員健康管理審査会により、復職の審査を行っている。	・教職員健康相談室の医師による面談を復職前におおむね6か月以内実施する。 ・必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	教職員健康相談室の医師が不要と判断するまで。 ・必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。	精神疾患による休職から復職する際、円滑な職場復帰及び再発防止のために必要と認められた場合、非常勤講師等を復職後、最長で8週間配置し、勤務の軽減を図っている。
54 相模原市	市立小学校及び中学校の教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者	なし	職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で行う。 ①主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とすること。 ②本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とすること。 ③補助的な事務及び作業等とすること。	3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申出た期間	なし	教職員健康管理審査委員会(医師5名)	主治医の診断書結果・教職員健康管理審査会の予備審査(事前面談)による意見書・職場リハビリテーション実施後からの勤務に向けた校長意見	復職後のフォローアップ面談実施者：産業医・精神科医・保健師 復職後：1～2週間、1か月、3か月、6か月 教職員健康管理審査会の審査結果と本人の意向に応じて実施	健康管理審査会の審査結果により経過観察期間が決定	審査結果に応じ、勤務時間や勤務内容の配慮あり。
55 新潟市	精神性疾患により休職中で職場復帰に向けたプログラム実施を希望する者	本人の申し出に基づいて行う。復職等の条件となるものではない。	①復職に向け意欲を高める時期 出勤時間に合わせて外出、図書館等での文献研読、コンピュータ操作(事務職員等)教材研究(栄養教諭)1日3時間(午前、5日間程度) ②学校になれる時期 ＜事務職員＞諸表簿の整理、文書受付事務、文書整理、通知文書の確認 ＜栄養教諭＞栄養教諭の職務研究 1日4時間、5日間程度 ③復帰に向けた具体的な準備期間 ＜事務職員＞学校財務処理、分掌事務 ＜栄養教諭＞蒸二亜研究、栄養管理、分掌事務 1日6時間、5日間程度	最長2週間～最長3週間 対象者の実施中の状況に応じて変更することができる。	公費で傷害保険に加入	健康に関する学識経験を有する者。	健康管理委員会が文書(本人の願ひ、医師2名による診断書、校長作成による観察報告書、職場復帰支援プログラム実施報告書、職場復帰支援プログラム日誌)により検討する。	・職場での状況(授業、事務処理、児童生徒の対応等) ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係 等	復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書を提出する。	なし
56 静岡市	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に該当して休職に当たっている職員又は静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号)第14条に規定する病欠休職者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 医師による試験就労が必要又は効果的である旨の医学的な見解があること。 (2) 当該職員が試験就労の申出をしていること。 (3) 職場の理解及び協力が得られ、職場において受入れが可能であること。 (4) 市民等の第三者及び他の職員並びに物品その他の財産に何らかの危害又は損害が生じおそれがないこと。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	第1段階：…1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務 第2段階：…1日6時間程度で実践的な業務を始める 第3段階：…フルタイム勤務。本来業務を行う 各段階は、就労試験の長さによって段階的に決める	1月1日から3月1日以内において所属長が定める。ただし、教育委員会事務局教育局教諭・給与担当課長(以下「厚生・給与担当課長」という。)が必要と認めるときは、当該期間を最長1年を限度として延長し、又は2週間を限度として短縮することができる。	公費による保険措置は行っていない。	健康審査会担当医師3名	・主治医が職場復帰可能と診断していること。 ・病状が職場復帰(復職)しても問題ない程度まで回復していること。 ・職務遂行能力が少なくとも7～8割程度に回復していること	・産業医によるフォローアップ面談 ・保健師による経過確認(校長、教職員課職員)	復職直後は必ず行うが、その後、取り決めの状況に応じて実施	原則、所属していた学校に復帰する。主治医等と連携し、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を長期的に解除する。
57 浜松市	浜松市教育委員会の任命に係る小学校、中学校及び高等学校に勤務する教職員(浜松市教育委員会職員職程(平成18年浜松市教育委員会訓令第1号)第3条第1号に規定する職員(ただし、延長及び幼幼稚園教諭は除く。))で常勤の者。	なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、浜松市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。	①精神的な疾患により90日以内の休職している職員及び①条件付採用期間中であって90日を超えて180日を超えない私傷病休暇を取得している職員 ②精神的な疾患により91日以上休職中の職員及び条件付採用期間中であって180日を超えた私傷病休暇中の職員、過去5年間に精神的な疾患により私傷病休暇を取得した職員又は休職した職員。	①2週間 ②原則2週間 ※訓練対象者は、訓練期間において週休日及び休日を除く日3分の2以上の日数を出勤し、訓練を行う。	なし	医師会からの推薦を受け、教育委員会が教職員健康管理審査委員会として委嘱している精神科医師2名	・主治医の復職「可」の診断が出ていること。 ・復職訓練の課程において、規定以上の日数を休まずに修了していること。 ・規則正しい生活リズムが確立されていること。	訓練中、教育委員会の保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。 学校訪問時に校長より本人の体調や訓練の状況等について、確認している。また授業参観もしている。	職員の状況に応じて必要期間、経過観察を行う。	原則所属していた学校に復帰する。主治医等と連携し、所属長が本人と確認しながら勤務軽減を長期的に解除する。
58 名古屋市	精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備を整えたいと希望する教職員	なし	休職中の職員が復職前接所に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。	引き続く5～10日間	傷害保険に加入	学校(園)長、主治医、産業医(又は衛生管理医師)、名古屋市長官職局職員傷病審査委員会	主治医の復職「可」の診断書、復職準備登校の実施結果と学校(園)長の意見書、産業医(又は衛生管理医師)が面接で復職「可」の判断、名古屋市長官職局職員傷病審査委員会の復職「妥当」の意見	保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォローアップ面接の実施	職員の状況に応じて必要期間	超勤務命令等や旅行命令等の発令に制限を加えることがある。

都道府県 指定都市	1 復職支援プログラムについて				2 復職の判断について			3 復職後の経過観察について		
	(1)対象者	(2)復職にあたって受講を必ず求めているか	(3)復職支援プログラムの内容 (各段階の内容及びそれぞれの段階におけるおおよその勤務時間)	(4)実施時期	(5)受講者に対する公費による保険措置	(1)復職を判断するにあたって教育委員会事務局職員以外で審査等を担当する者	(2)復職を判断するにあたっての主な基準	(1)復職後の経過観察の内容	(2)復職後の経過観察の実施期間	(3)復職後の人事配置等の配慮
59 京都市	①精神・神経系疾患等で休職中の教職員 ②病後休職から復職した教職員 ③指導困難な状態に陥り、長期休業等を3月以上取得せざるを得なくなった教職員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議して必要と認めた者	①なし(希望する場合のみ) ②なし(希望する場合のみ) ③あり	①療養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 ②復職者一人に対して必要に応じて1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を配置する。 ③復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教職員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。	①原則1月間 ②最大4月間 ③1年間	①あり(傷害総合保険) ②、③は、該当しない。	「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」で、担当医からの診断書やこれまでの治療経過を基に、「職務に耐えることができるか」「再発の可能性はないか」といった観点から、復職の妥当性について判断し、教育長に具申を行う。	「京都市立学校幼稚園要休職員審査委員会」では、担当医からの診断書やこれまでの治療経過を基に、「職務に耐えることができるか」「再発の可能性はないか」といった観点から、復職の妥当性について判断し、教育長に具申を行う。	所属長が定期的に復職後の該当職員の状況を把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。	復職職員に応じて、必要な期間、経過観察を行う。	休職の原因となった病気の種類や背景を鑑み、必要に応じて人事異動時に配慮を行っている。
60 大阪市	教員以外の職員のうち、「精神及び行動の障害」による休職から復職する全ての者 ・「精神及び行動の障害」以外の疾患による休職から復職する者のうち、主治医より「復職時に就業上の配慮が必要」との見解が出され、復職後に勤務時間を短縮する措置など、勤務条件に大きく影響する措置を行う必要がある者	復職にあたっては復職支援事業を必須としている。	第1ステップ:病状による休業の開始及び休業中のケア ・定期的な療養状況の確認 ・主治医との情報交換 ・復職支援事業の説明 第2ステップ:教育委員会産業医等面接に向けての準備 ・復職に対する意思の確認 ・復職に向けての自己訓練実施および実施状況の確認 ・主治医による復職可能の判断・情報交換 第3ステップ:教育委員会産業医等による面接 ・教育委員会産業医等との面接実施 ・復職についての判断 第4ステップ:健康審査会・復職の可否の決定 ・復職の可否に関する意見 第5ステップ:復職後のフォローアップ ・就業上の措置・配慮の実施 ・就業上の措置・配慮の見直し(産業医等面接を実施し、就業上の配慮が終了するまで)	・復職に向けての自己訓練は復職予定の1か月以上前から行い、少なくとも直近の2週間以上、週2日程度、出勤時間に合わせて職場までの通勤練習ができるようになるまで実施する。 ・復職後の就業上の措置期間(約1か月(最大3か月)とし、職員の状況に応じて短時間勤務から段階的に通常勤務へと移行する。 ・就業上の配慮期間は職員の状況により、必要な期間実施する。	・健康審査会(委員は医師) ・復職の可否について意見を述べる。	・本人の状態 ・職場環境 ・主治医の意見(就業可能かどうか) ・産業医等の意見 健康審査会に付議し、得られた医学的判定に基づき発令を行う。	・復職前に、産業医等と面接を実施し、復職および就業上の措置に関する計画を立て、復職後は段階的に通常勤務へ移行する。 ・通常勤務移行後も就業上の配慮を実施し、適宜、産業医等面接を行う	・復職後に産後休業等面接を実施し、その後は概ね6か月間、定期的に面接を行う。	・復職後の就業上の措置として、勤務時間を短縮する場合、臨時職員の配置を検討	
61 堺市	精神性疾患により療養のため長期間職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者	なし(任意)	○試し出勤 通勤練習・事務処理等準備 職員会議への参加等 場所:現任教	○4週間程度(個別ケースにより期間調整)	なし	堺市学校職員健康審査委員会(産業医2名、精神保健担当医1名)が、復職面談を行った精神保健担当医の意見書及び主治医の診断書をもとに判断する。	業務を滞りなく行えるかどうか ○復職支援プログラム(任意)の実施による見極め ○堺市学校職員健康審査会の事前面談による精神保健担当医の意見、評価 (日常生活の安定度、体調の軽快度、集中力・理解力・体力の回復、職場の人間関係等の確認) ○堺市学校職員健康審査会の判定	・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・職務の遂行状況 ・通院・服薬状況 ・出勤状況 ・その他体調で気になること	学期に1度、原則として1年間(個別対応は随時実施)	所属していた学校に配置する
62 神戸市	精神疾患等による病後休職・休職者	なし	①プレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経過後、復職・復職に対する不安の解消を図る。	①約3か月 ②原則4週間	あり(傷害保険・賠償責任保険に加入)	産業医	主治医の診断書(復帰可能)・本人・校長の評価を基に審査する。	勤務状況の確認	個別の状況による。	なし
63 岡山市	精神疾患等により休職している岡山市教育委員会の任命に係る県費負担教職員、岡山市立幼稚園に勤務する園長及び教諭並びに岡山市立岡山後楽館高等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭	なし(主治医の実施と該当事者への同意により実施)	学校への在職時間を徐々に伸ばし、4週目には1日在職できるようにする慣らし勤務で、原則として対象者の所属を行う。	原則として、4週間	傷害保険と損害賠償保険に加入する	岡山市保健所長、岡山市こころの健康センター所長、その他教育委員会が必要と認める医師	医師2人により、当該職員が復職が可能であるという診断がなされ、審査会でも同様の判定がされること	現在の本人の状況 ・勤務分掌及び授業時数 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係等 ・所属長の意見 ・現在の状況を3段階で表してもらう。	復職後3か月後と6か月後に「復職後状況報告書」の提出を求めている。	所属していた学校に配置
64 広島市	精神疾患による休職のうち復職希望者(復職可否の診断書が必要)	あり	勤務校において100時間の学校観察を行う。補助的な業務等で少しずつ慣れたいことを目指す。	3週間	なし	・産業医の資格を有する医師 ・病気が治っているか。再発の恐れはないか ・学校の勤務(児童生徒への指導、保護者対応等)が可能か。	所属校による健康状態の確認	1年間	・健康診断の面接時に、人事に対する配慮事項を聞き取っている。 ・復職判断した医師の指示事項を校長に伝えている。 ・校長が、校務分掌の軽減など可能な限り配慮を行っている。 ・復職後、1年間経過観察を行い、状況把握に努めている。	
65 北九州市	北九州市立学校教職員(大学は除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の職員	なし(職場復帰訓練の結果は「身体検査審査会」における復職判定の重要な資料となる。	・学校長は、職員本人・家族・主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・実施期間を5つに区分し、段階的に業務を実施する。 ・現職場で実施する。	3ヶ月以内	なし	身体検査審査会(学識経験者、市職員の委員10人で構成)	主治医からの診断書及び、産業医の面談を参考に、身体検査審査会で復職の判断を行う。	復職後再発防止に向けて、1ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後に産業医面談を行う。	復職後12ヶ月間	主治医等と連携しつつ、所属長が本人と話し合いながら所属に於いて状況に応じた人事配置を行っている。また、随時産業医による経過観察を行っている。
66 福岡市	精神系疾患で病後休職中の教育職員	なし	①職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適応させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4程度に区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学校)。 ②健康管理専門員の配置 ・嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。	原則として、4週間	なし	身体検査委員会と連携した精神科医3名	症状が改善し、職務の遂行に支障がない状態になっているかどうか	嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。	6か月間	年度中途の復職時は所属していた学校に配置する。定期人事異動時には、状況により配置の配慮を行っている。
67 熊本市	熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中も併せて患っている者	なし	所属する学校において、徐々に休職者を職場に適応させる必要があることから、訓練内容をおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。	4週間 ただし、必要に応じて4週間を超えることができる。	なし	熊本市教職員等健康審査会(医師5名及び事務局職員3名により構成)	主治医からの診断書及び産業医の面談を参考に、職務の遂行に支障がないかどうか、健康審査会で判断を行う。	保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォローアップの実施	職員の状況に応じて、個別に必要な期間	個々の状況に応じて、必要な配慮を行っている。